

# 令和 8 年 度 第 1 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

8 . 4 . 1 2

第 1 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和8年4月12日 午前 9時30分

2 開会日時 令和8年4月12日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和8年4月12日 午前10時30分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿 嶋 耕 三	出	8	櫛 田 繁 造	出
2	仁井名 雅 子	出	9	佐 内 繁 文	出
3	天 野 平之進	出	10	片 岡 芳 和	出
4	北 村 昌 三	出	11	仁 科 智 之	出
5	梶 田 宏 一	出	12	守 屋 映 男	出
6	西 江 務	出	13	和 田 晃 佳	出
7	大 平 貴 之	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	藤 田 潔
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	大 平 章 之
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	畦 崎 友 梨	事務局長	向 原 学
推進委員	林 和 美	事務局次長	水 田 理 夫
推進委員	重 見 信 夫	主 査	倉 田 和 輝
推進委員	有 本 正 義	主 事	竹 之 内 一 志
推進委員	岡 田 晴 次	主 事	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主 事 補	大 塚 芹 香
推進委員	西 江 敬 一		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

## 6 提出議案

議案番号	議 題
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
報告第1号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第2号	取止書の受理について
報告第3号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
報告第4号	取下書の受理について
報告第5号	農地法施行規則該当転用届について
報告第6号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
その他	

## 7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

## 8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

1 番委員

2 番委員

会長	(会長あいさつ) 4月の人事異動により農業委員会事務局職員の異動がありましたので、審議に入ります前にあいさつをお願いします。
	(職員あいさつ)
事務局長	それではただ今から、第1回の農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を1番鹿嶋委員さん、2番仁井名委員さん、よろしくお願いします。 それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長、よろしくお願いします。
会長	それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー1号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー1号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されておりますが、耕運機を所有しているとのことです。農業には本人及び家族が従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。現在は市外在住ですが、申請地近隣の住居に転居予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー2号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー2号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈

	<p>与)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及びその家族が従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は狭小であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー3号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー3号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は狭小であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー４号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー４号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（贈与）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、野菜、花きを栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第３条第２項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー５号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー５号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は狭小であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第３条第２項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p>

	以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー6号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー6号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転(贈与)でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及び知人が従事予定であり、野菜を栽培予定とのこと。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー7号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー7号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転(売買)でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるもので

	<p>す。</p> <p>譲受人は長年の農業経験がありますが、農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されております。農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、野菜、果樹、花きを栽培予定とのことです。申請地は〇反〇畝程ありますが、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー8号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー8号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及びそ家族が従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー9号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー9号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>本案件は、譲受人の自作地に近い農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及び家族が従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー10号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー10号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は数年の農業経験がありますが、農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されております。農機具は多数所有しております。農業には本人及び家族が従事予定であり、水稻、レタス等を栽培予定とのことです。申請地は〇反程ありますが、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p>

	以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	譲受人は県内ではありますが、遠方に住んでいます。この農地まで通う、後に転入して耕作をするとのことではありますが、本当に耕作される意思はあるのでしょうか。現状、居住地も遠いため疑問が残ります。
事務局	事務局といたしましては、耕作距離が片道2時間以内でありましたら所有権の移転は問題ないと考えております。ですが、調査を行った委員さんの意見を優先的に判断基準としてもらえたらと思います。
○番委員	転入する意思が本当にあるのか、またこの時期は雑草も伸びやすいため、少し放置しただけでも農地は荒れてしまいます。早急に転入し耕作を行ってもら必要を感じます。
事務局長	では、譲受人に転入の時期についての確認を行い、誓約書の提出を依頼するという事で、本案件に許可を出していただくことは可能でしょうか。
○番委員	誓約書の提出をいただくということであれば、問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー11号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー11号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転(贈与)でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、野菜を栽培予定とのこと。申請地は狭小であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー12号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー12号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転(贈与)でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及びそ家族が従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇反程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー13号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー13号でございます。〇〇から〇〇に参ります賃貸借権設定(5年間)でございます。 本案件は、譲受人の増反を図るものです。

	<p>譲受法人は長年の農業経験があり，農機具は多数所有しております。農業には常時従事する〇名に加え，臨時として〇名が従事予定であり，野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇反ほどであり，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから，農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして，ナンバー14号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー14号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>本案件は，農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は十数年の農業経験があり，農機具は多数所有しております。農業には本人及び家族が従事予定であり，水稻，野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇反程であり，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから，農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p>

	<p>続きまして、ナンバー15号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー15号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転（売買）でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及び家族が従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地はあわせて〇反程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー16号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー16号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転（売買）でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及び家族が従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地はあわせて〇反程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー17号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー17号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転(売買)でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は数年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及び家族が従事予定であり、水稻、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー1号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。 申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は農用区域内農業用施設用地、転用目的は農業用施設用地でございます。 申請者は、申請地を農機具や置場・飼料置場として転用したいとのことです。

	<p>申請地は農用地区域内にある農地ですが、農業用施設用地への用途変更を行っております。</p> <p>申請に係る農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであると判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、土地造成等を行わず現況のまま利用するため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透させ、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、飼料の高さは3m程度であるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>なお、本案件は既に着工済みであるため、始末書が提出されております。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」関連がありますので、ナンバー1から3を併せて上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー1号、2号、及び3号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は農用地区域内農地と第2種農地、転用目的は作業ヤードでございます。借受人は〇〇会社の建設に伴う作業ヤードとして申請地を2年9ヶ月間転用したいとのことです。</p> <p>工事に係る当該農地の転用期間は3年以内であり、期間満了までに原状回復するものであるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当するため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、良質な土砂を搬入し造成しますが、路盤をアスファルトにて舗装し、かつ法面緑化を施すため、流出はないと思われます。工事の際に発生する汚泥水はノッチタンクを設置して浄化したあとに道路排水口に排水し、現地に設置する仮設トイレはバイオトイレを使用するため、排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p>

	<p>乾燥時には砂ぼこり等の発生が予想されますが、散水等により周辺への影響を抑えるため問題ないと思われます。</p> <p>以上でございます。 よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー4号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー4号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の賃貸借権設定（永年間）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は消防機庫敷地でございます。</p> <p>借受人は申請地に隣接する宅地を消防機庫敷地として造成しましたが、造成後に測量したところ敷地の一部が申請地に越境していたとのことで是正申請をするものです。越境があった農地の内、〇〇地区〇番については令和7年度第10回の農業委員会にて所有権移転の許可を得ていましたが、移転登記前に本件が発覚したため許可を取り下げしております。越境部分を除いた農地部分については再度農地法第3条の許可申請を行う予定とのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、造成する土については崩壊しない計画で整形するため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透にて対応し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。 よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p>

	<p>挙手多数ということで決定させていただきます。  続きまして、ナンバー5号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー5号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は駐車場でございます。  譲受人は申請地付近に居住しており、現在使用している駐車場が手狭になったため申請地を駐車場として転用するものです。  第3種農地であるため、許可妥当であると思われます。  周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、隣接地との境界に建築ブロックを設置するため、流出はないと思われます。雨水は排水路既存水路へ放流し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、周囲に農地はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。  以上でございます。 よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）  挙手多数ということで決定させていただきます。  続きまして、ナンバー6号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー6号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（贈与）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は駐車場でございます。  譲受人は駐車場として申請地を転用したいとのことです。現在使用している駐車場が手狭になってきたため、駐車しやすいこと、大型の車が駐車できることの2つの条件を満たす土地を探していたところ、申請地が該当したとのことです。  申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。  周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、隣接地との境界に土留めを設置するため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透にて対応し、生</p>

	活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。以上でございます。 よろしくお願ひいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは説明にまいります。本計画案は、令和8年5月25日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については、3～5年の設定対象筆数が1筆、設定対象面積が700㎡、設定対象人数が1人、6～9年の設定対象筆数が2筆、設定対象面積が19,628㎡、設定対象人数が1人、10年以上の設定対象筆数が13筆、設定対象面積が29,408㎡、設定対象人数が7人となっております。 これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区、○○地区については問題ありません。よろしくお願ひいたします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願ひいたします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願ひいたします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願ひいたします。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー7号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>ナンバー7号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、畑〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は土地造成でございます。</p> <p>譲受人は、申請地を産業導入施設用地として転用したいとのことです。申請地は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、通称農産法の規定に基づき、本市が定めた農産法実施計画において、産業導入施設用地として位置づけられております。また、農産法実施計画は、国の示すガイドライン及び岡山県の示す基本計画に則って、市町村が産業導入地区や導入業種等を定めて策定し、都道府県知事の同意をもって計画の効力を発揮するものです。当該計画に産業導入地区として位置づけられていることから、当該転用農地が農用地区域内農地であっても、例外的に農用地区域からの除外が認められるものでございます。</p> <p>当該農地は、農業経営基盤の強化の促進に関する計画、通称地域計画においても、対象農地の位置づけから外しており、令和8年3月24日付けで岡山県知事の同意を得た農産法実施計画に基づいて備中県民局と農用地区域からの除外協議を行い、令和8年3月25日付けで農用地区域から除外いたしました。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>また、本申請は土地造成のみの申請となり、造成後、工場を新築することとなっておりますが、笠岡市が定めた農産法実施計画に基づいて行われる事業であることから土地造成後に工場が建築されることは確実と認められるので「農地法の運用について」の制定についての第2の1の力の(2)のアの(ク)のaに記載のある「農業構造の改善に資する事業の実施により、農業の振興に資する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。」に該当するため、土地造成のみの申請であっても許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、隣接地との境界に境界コンクリート、側溝、擁壁を設置するため、流出はないと思われます。雨水は側溝、雨水枡、調整池を設けて既存及び新設水路へ放流し、工場排水は全て合併浄化槽に接続し、場内処理後、調整池を経て既存排水路に放流するため、排水については問題ないと思われます。また、土地造成の際に建築物はなく、造成後建築予定の工場についても、全高8.55m程度であり、周辺の農地から25m以上離れた位置に建築するため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。 よろしくお願いいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)  挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、報告第1号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第2号「取止書の受理について」、報告第3号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第4号「取下書の受理について」、報告第5号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第6号「農用地利用集積等促進計画の認可・広告について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 5月11(月)午前9時30分から  <b>第1会議室</b></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査報告について</li> <li>・ 活動記録簿の配布について</li> <li>・ 次回申請書締切日4月24日(金)、議案発送日5月1日(金)</li> </ul> <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>